

2025年5月14日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

はじめての IT パスポート 合格テキスト&例題

改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、IPA（情報処理推進機構）から試験要綱・シラバスの一部改訂が公開されています。ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、試験対策の中で「プロバイダ責任制限法」の学習の際に、下記の内容も合わせてご参照くださいますようお願い申し上げます。

該当書籍

はじめての IT パスポート 合格テキスト&例題

改訂7版（2024年9月9日発行）

ISBN 978-4-86783-148-9

改訂内容

■試験要綱・シラバスに関する IPA からのアナウンス内容

「プロバイダ責任制限法」を削除し「情報流通プラットフォーム対処法」を追加

■変更内容に関する概要

・名称変更

「プロバイダ責任制限法」の一部を改正する法律が成立し、名称が「情報流通プラットフォーム対処法」に変わりました。

・具体的な追加内容

名称変更だけでなく、シラバスに記載の出題用語例として次の文言が追加されています。

「侵害情報の削除手続の迅速化及び運用状況の透明化ほか」

（次ページに続く）

■簡易的な解説

①「侵害情報の削除手続の迅速化」のポイント

- ・利用者が削除を申し出るための「窓口」や「手続き方法」を分かりやすく整備し、公表することが、運営会社に対して義務化されました。これにより、削除申請のやり方が分かりやすくなります。
- ・削除申請を受けた場合、運営会社は、十分な知識や経験を持つ担当者を選び、内容をしっかり調査しなければなりません。
- ・削除申請への対応は、原則として「一定期間内（多くの場合 14 日以内）」に結果を申請者へ通知することが義務付けられました。これにより、申請しても返事がこない、ということが減ります。

②「運用状況の透明化」のポイント

- ・どんな基準で投稿を削除するのか（削除基準）を、誰でも分かるように公表しなければなりません。これにより、なぜ削除されたのか、あるいは削除されなかったのかが分かりやすくなります。
- ・実際に削除した場合は、その投稿者（発信者）にも通知することが義務付けられました。
- ・削除の実施状況や基準に基づいてどんな対応をしたかについて、1 年に 1 回は事例をまとめて公表するよう努めることも求められています。

また、プロバイダ責任制限法では、運営会社が義務を無視しても罰金等を含む罰則は規定されていませんでしたが、情報流通プラットフォーム対処法では、義務を果たさない場合、総務大臣より是正勧告や是正措置命令が出され、それでも従わない場合、個人の場合は 1 年以下の拘禁刑または 100 万円以下の罰金、法人の場合は最大 1 億円の罰金が科されるようになりました。

以上でございます。